

博物館資料写真掲載手続きに関する注意事項

(申請に関する注意)

- 1, 当館所蔵資料写真の掲載（放映・配信等の使用を含む）を希望される方は、写真掲載希望日の1週間前までに、別紙「博物館資料写真掲載申請書」に必要事項を記入し、久能山東照宮博物館宛に送付ください。
- 2, 申請書は、郵送のみの受付となります。印の押し忘れなど申請書に不備がある場合は受付ができません。尚、基本的に公印の捺印をお願いします。

(使用に関する注意)

- 1, 使用につきまして、申請書に記した使用目的を遵守ください。
- 2, 二次使用は固く禁じます。
- 3, 当館収蔵資料写真の使用につきましては、1度の申請で1回限りの使用となります。再使用をご希望の場合は、再度申請が必要です。
- 4, 使用に際して、画像とともに「久能山東照宮博物館所蔵」と明記ください。
また、資料名は「博物館資料写真掲載許可書」に記入の名称をご使用ください。

(料金についての注意)

- 1, 掲載許可書発行後、掲載料を納入して頂きます。
- 2, 料金につきましては、申請書が届き次第検討いたします。
- 3, 掲載料は「博物館資料写真掲載許可書」発行から3ヶ月以内にお納めください。

(その他の注意)

- 1, 作成された物を1部ご寄贈ください。
- 2, 期日の迫った申請については、場合によってお断りする事がございます。

※その他ご不明の点があれば、久能山東照宮博物館までご連絡ください。